

浜松市教育委員会会議次第

令和2年5月25日(月)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回及び臨時会会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(安田委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【意見聴取案件】

第29号議案 ※非公開

【議決案件】

第30号議案 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について (教職員課)

第31号議案 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について (教職員課)

第32号議案 第36期浜松市社会教育委員の委嘱及び解嘱について
(創造都市・文化振興課)

(2) 報 告

ア 令和2年度浜松市奨学生の選考結果について (教育総務課)

イ 令和2年度浜松市奨学生(大学生等)の追加募集について (教育総務課)

ウ 令和2年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について (教育総務課)

エ 令和元年度学校施設等の被害状況について (教育施設課、幼児教育・保育課)

オ 令和元年度教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について (教職員課)

カ 令和3年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について (教職員課)

キ 令和元年度問題行動、不登校及びいじめの実態について (指導課)

ク 令和元年度園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について
(健康安全課、幼児教育・保育課)

ケ 令和元年度通学路整備要望調査について (健康安全課、幼児教育・保育課)

コ ※非公開

6 閉 会

第 3 0 号 議 案

令和 2 年 5 月 2 5 日 提出

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則（昭和 4 6 年浜松市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第 4 条 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 3 1 年浜松市条例第 2 1 号)第 2 条から第 4 条まで及び第 9 条の規定による教育職員の勤務時間の割振り、週休日の振替等及び休日の変更等は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和 3 1 年浜松市規則第 1 3 号。以下「勤務条件規則」という。）に定めるもののほか、教育委員会が定める基準に従い、校長が行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第 4 条 浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 3 1 年浜松市条例第 2 1 号。<u>以下「勤務条件条例」という。</u>) 第 2 条から第 4 条まで及び第 9 条の規定による教育職員の勤務時間の割振り、週休日の振替等及び休日の変更等は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和 3 1 年浜松市規則第 1 3 号。以下「勤務条件規則」という。)に定めるもののほか、教育委員会が定める基準に従い、校長が行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> 第 4 条第 2 項に定めるもののほか、勤務条</p>

件条例第9条第1項及び第2項の勤務することを命じる必要がある日が令和3年3月31日までにある場合における勤務条件規則第5条第1項(勤務条件規則第5条の2において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「4週間前」とあるのは、「4週間前(校長がやむを得ないと認める場合にあっては、16週間前)」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

(第30号議案の説明資料)

教職員課

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施した学校の臨時休業後の、授業日時数の確保のため、週休日や休日に授業を行う場合が想定されます。授業実施を担保しつつ、教職員の週休日や休日を確保するため、長期休業期間中に週休日の振替や休日の変更（以下「週休日の振替等」という。）ができるよう週休日の振替等が可能となる期間を延長する規則改正を行うものです。

(改正内容)

小学校、中学校及び高等学校の教員及び実習助手が、令和3年3月31日までの週休日や休日に勤務を行った場合の週休日の振替等が可能となる期間について、現行、勤務日から4週間前までの間としているものを、校長がやむを得ないと認める場合は、勤務日から16週間前までの間に延長するものです。

(施行期日)

この規則は、公布の日の翌日から施行するものです。

第 3 1 号 議 案

令和 2 年 5 月 2 5 日 提 出

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
の一部改正について

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を
改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部
を改正する規則（案）

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和元年
浜松市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 次項の規定の適用がある場合を除き、令和元年 1 2 月 2 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に臨時的任用職員として在職した期間がある者に同年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る改正後の第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項(改正後の第 2 4 条第 1 項において準用する場合を含む。)及び第 2 3 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「在職した期間」とあるのは、「在職した期間(令和元年 1 2 月 2 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間において臨時的任用職員として在職した期間を除く。)」とする。	附 則 2 次項の規定の適用がある場合を除き、令和元年 1 2 月 2 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に臨時的任用職員として在職した期間がある者に同年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る改正後の第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項(改正後の第 2 4 条第 1 項において準用する場合を含む。)及び第 2 3 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「在職した期間」とあるのは、「在職した期間(令和元年 1 2 月 2 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間において臨時的任用職員 <u>(教育委員会の定める者を除く。)</u> として在職した期間を除く。)」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(第31号議案の説明資料)

教職員課

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

(提案理由)

職員の期末手当及び勤勉手当の支給にかかる在職期間の算定について明確化を図るため所要の整備をするものです。

(改正内容)

令和2年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給について、令和元年12月2日から令和2年6月1日までの間に正規職員に準じて勤務した臨時的任用職員の勤務期間を在職期間とするよう、規定の明確化を図るものです。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行するものです。

第 3 2 号 議 案

令和 2 年 5 月 2 5 日 提 出

第 3 6 期 浜 松 市 社 会 教 育 委 員 の 委 嘱 及 び 解 嘱 に つ い て

第 3 6 期 浜 松 市 社 会 教 育 委 員 を 次 の と お り 委 嘱 及 び 解 嘱 す る。

教 育 長 花 井 和 徳

第 3 6 期 浜 松 市 社 会 教 育 委 員 (案)

委 嘱 す る 者

選 出 区 分	氏 名	備 考
学 校 教 育 関 係 者	松 本 孝 久	浜 松 市 立 西 気 賀 小 学 校 校 長

任 期 令 和 4 年 3 月 3 1 日 ま で の 残 任 期 間

解 嘱 す る 者

選 出 区 分	氏 名	備 考
学 校 教 育 関 係 者	鈴 木 信 行	浜 松 市 立 北 浜 中 学 校 校 長

【参考】

第36期浜松市社会教育委員（令和2年3月31日現在）

選出区分	氏名	備考
学識経験者	島埜内 恵	浜松学院大学 講師
学校教育関係者	鈴木 信行	浜松市立北浜中学校 校長
社会教育関係者	屋名池 倫子	浜松市PTA連絡協議会 幹事
社会教育関係者	河合 亮子	東部協働センター生涯学習 ボランティアの会代表
学校教育関係者	伊藤 豪	元浜松市立小学校校長 行政相談員
家庭教育関係者	近藤 潤子	元民生委員児童委員
社会教育関係者	鈴木 一夫	社会福祉法人「ほなみ会」 理事長
社会教育関係者	中村 朋子	元観音山少年自然の家 所長
家庭教育関係者	晝馬 るみ	元県立特別支援学校校長 民生委員児童委員
社会教育関係者	高木 一徳	元水窪町教育委員会 社会教育専門員

任 期 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

(第32号議案の説明資料)

創造都市・文化振興課

第36期浜松市社会教育委員の委嘱及び解嘱について

(提案理由)

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの第36期浜松市社会教育委員が1名辞任することに伴い、欠員が生じたため、令和2年4月1日より、新たに第36期浜松市社会教育委員1名を委嘱します。

(構成等)

委員は10名で、男女比は4対6です。任期は3年間です。

(根拠法令)

- ・社会教育法（昭和24年法律第207号）
- ・浜松市社会教育委員条例（昭和25年浜松市条例第2号）

(開催回数)

年間3回を予定

(開催内容)

- ・浜松市生涯学習推進大綱の推進
- ・社会教育委員会発議による生涯学習事業の進捗状況管理と今後の方向性の検討
- ・各区協働センター等の事業内容の把握

令和2年度浜松市奨学生の選考結果について

教育総務課

1 事業の概要

- ・経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に学資を貸与し、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するとともに、優秀な人材の育成に資する。
- ・大学生等は月額 45,000 円、高校生等は月額 30,000 円を上限に貸与し、卒業後、貸与期間の3倍の年数で償還する。
- ・今年度の募集から、高校生等向け奨学金の対象地域を佐久間・水窪・龍山地域から市内全域に拡大し、募集人数を3人から10人とした。

2 選考までの経緯

- (1) 申請受付期間 (浜松市奨学金貸与条例施行規則第2条第2項)
 - ・令和2年4月1日(水)～4月15日(水)
- (2) 選考方法 (浜松市奨学金貸与条例第6条第2項)
 - ・令和2年4月23日(木) 浜松市奨学生選考委員会
委員：花井和徳(教育長)、渥美利之(教育委員)、田中佐和子(教育委員)、伊熊規行(学校教育部長)

3 選考結果

(1) 新規貸与者

ア 大学生等

- ・申請 37 人 ・採用 35 人 (所得または成績基準を満たさない2人を不採用)
- (単位:人)

区分	大 学				専 門	大 学 院	合計 (A)	参 考 R1(B)	増 減 (A)-(B)
	1 年	2 年	3 年	4 年	1 年	1 年			
申請者	31	0	1	1	3	1	37	32	5
採用者	29	0	1	1	3	1	35	30	5

イ 高校生等

- ・申請 2 人 ・採用 2 人

(2) 継続貸与

- ・令和元年度以前採用の継続貸与希望者の審査を行い、86人の継続貸与を決定

4 次年度に向けた取組

- ・令和3年度から採用時期を前倒し、貸与期間の前年度に募集・選考を行う(申請期間:令和2年7月～9月)

令和2年度浜松市奨学生（大学生等）の追加募集について

教育総務課

1 目的

令和2年度奨学金については、選考がすでに終了し新規貸与者を決定済であるが、応募がなかった人の中にも、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済的な影響を受けた人もいるものと考えられるため、奨学生の追加募集を行う。

2 募集概要

(1) 募集人数

- ・ 15名程度

（当初の定員枠 50 名に対し 35 名を採用する予定のため、残り枠を活用する）

(2) 応募資格

- ・ 浜松市に住所を有する者の子等で、令和2年度に大学・短期大学・専門学校・大学院等に在学している者。

(3) 貸与

- ・ 月額 45,000 円を上限とする。
- ・ 4月に遡り4か月分を7月に、8月以降は原則として毎月、口座振込する。

(4) 償還

- ・ 卒業後、貸与期間の3倍の年数で償還する。

3 選考基準（変更なし）

- ・ 父母の所得金額計 805 万円以下
- ・ 新1年生は、高校3年間の成績が平均点以上
- ・ 大学等在学中の場合は、取得単位の成績評定が平均点以上

4 スケジュール

- ・ 6月末 … 追加申請締め切り
- ・ 7月上旬 … 候補者決定
- ・ 7月下旬 … 貸与開始（初回は4月～7月分を貸与）
- ・ 8月以降 … 毎月、45,000円を上限に貸与（3月分は2月分と合わせて貸与）

令和2年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

教育総務課

令和2年5月1日現在、行政区ごとの放課後児童会登録児童数及び待機児童数は、表1のとおりです。登録児童及び待機児童について学年別に集計したものが表2及び表3です。

待機児童数は、受入できなかった児童のうち、引き続き入会希望を継続している児童の数です。

表1 行政区ごとの登録児童数及び待機児童数 (各年5月1日現在)

区	令和元年				令和2年				前年比	
	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	③ 定員	④待機 児童数
中区	39	1,697	1,745	130	38	1,755	1,751	146	6	16
東区	23	1,064	1,079	93	23	1,051	1,079	54	0	△39
西区	19	938	946	41	19	937	951	54	5	13
南区	17	689	754	68	17	675	754	78	0	10
北区	17	738	779	117	18	760	799	119	20	2
浜北区	23	1,019	1,095	22	23	1,064	1,095	41	0	19
天竜区	4	109	129	0	4	129	129	3	0	3
総計	142	6,254	6,527	471	142	6,371	6,558	495	31	24

※定員割れしている児童会があり、区ごとに集計していることから、③>②でも待機児童が生じる。

※児童の利用状況等により、定員を超えて登録を行う場合がある。

表2 行政区ごとの学年別登録児童数 (令和2年5月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	699	571	360	114	10	1	1,755
東区	386	352	232	60	17	4	1,051
西区	334	303	211	80	9	0	937
南区	270	257	113	23	8	4	675
北区	305	270	119	42	14	10	760
浜北区	360	273	226	130	58	17	1,064
天竜区	39	37	23	23	2	5	129
総計	2,393	2,063	1,284	472	118	41	6,371

表3 行政区ごとの学年別待機児童数 (令和2年5月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	23	26	22	59	15	1	146
東区	4	6	18	22	4	0	54
西区	4	6	17	17	9	1	54
南区	3	13	41	21	0	0	78
北区	4	28	57	23	7	0	119
浜北区	3	1	4	17	12	4	41
天竜区	0	1	0	1	1	0	3
総計	41	81	159	160	48	6	495

令和元年度学校施設等の被害状況について

報告工

教育施設課
幼児教育・保育課

令和元年度において、幼稚園・小学校・中学校で発生した自然災害等を除く施設被害の状況を下記のとおり取りまとめましたので、その結果を報告します。

1 発生件数

月別、幼・小・中別発生件数

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対前年度比
29	幼稚園	1					1		1	1		1		5	-
	小学校	1		1	5	1	2	3	3		2	1		19	
	中学校	1							1			2	3	7	
	発生件数	3	0	1	5	1	3	3	5	1	2	4	3	31	
30	幼稚園	2		1										3	-
	小学校		1		3	1	1	3	1	1		1	2	14	
	中学校				1		1	2	2		1			7	
	一貫校	1			1									2	
発生件数	3	1	1	5	1	2	5	3	1	1	1	2	26	△5	
元	幼稚園													0	-
	小学校		1	2	2	1	1	2	1	1		2		13	
	中学校			1		1				1	1			4	
	一貫校													0	
発生件数	0	1	3	2	2	1	2	1	2	1	2	0	17	△9	

種別件数（重複あり）

年度	ガラス破損	器物破損	車両による破損	落書き	不法侵入	その他	合計
29	14	17	9	3	17		60
30	2	20	17	2	6	2	49
元	4	11	9	0	3	2	29

加害者の特定等

年度	判明	不明	合計	被害総額 (市による補修額)
29	12	19	31	約93万円
30	18	8	26	約43万円
元	10	7	17	約15万円

※金額は、判明分のみ

区別発生件数

年度	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
29	5	4	9	2	5	3	3	31
30	14	5	1	3	1	1	1	26
元	4	7	1	2	1	0	2	17

令和元年度 教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について

教職員課

I 体罰に関する調査

1 調査方法

(1) 調査期間

① 第1次調査

- ・期 間 平成31年4月1日から令和元年11月30日まで
- ・依 頼 先 小中学校長、市立高等学校長
- ・依頼内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケート実施（翻訳付）

② 第2次調査

- ・期 間 令和元年12月1日から令和2年3月31日まで
- ・依頼内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和2年3月31日まで随時報告

(2) 実態把握及び報告の内容

- ① 令和元年11月15日付で、浜松市立小中学校長・市立高等学校長あてに体罰に係る調査を依頼した。体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数・発生状況等について報告を求めた。
- ② 体罰に関する考え方については、平成19年2月5日付、初等中等局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。
- ③ アンケート調査の詳細について
児童生徒はもちろんのこと、保護者及び教職員も対象にして実施した。また、アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱いに配慮しつつ第三者（学校評議員やPTA役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてを工夫した。
- ④ アンケートは氏名欄を設けたが自由記述とした。（所属学年、学級は記入）

2 調査結果

(1) 第1次調査及び第2次調査の結果

① 報告件数

（ ）は平成30年度

小学校							中学校				合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	不明	1年	2年	3年	不明	
1	5	5	3	6	4	1	11	3	2	1	42 (48)
(2)	(2)	(6)	(4)	(3)	(2)		(10)	(17)	(2)		
25(19)							17(29)				

※件数であり、被害児童生徒の人数ではない。1件の発生に際して、被害児童生徒の学年がまたがった場合は、下の学年の発生に計上している。

- ② 第1次調査及び第2次調査の報告件数および該当教員数
発生日時が異なる場合は別の事案として計上した。()は平成30年度

校種	小学校	中学校	合計	
件数	25件(19)	17件(29)	42件(48)	
教員数	25人(19)	17人(24)	42人(43)	
年齢内訳	20代	2人(2)	4人(5)	6件(7)
	30代	2人(3)	5人(4)	7件(7)
	40代	5人(3)	2人(7)	7件(10)
	50代	10人(9)	4人(6)	14件(15)
	60代	6人(2)	2人(2)	8件(4)

- ③ 事案の状況 ()は平成30年度

小学校				中学校			
場面		場所		場面		場所	
授業中	15(12)	教室	14(13)	授業中	4(11)	教室	8(14)
放課後	1(1)	職員室	0(0)	放課後	1(1)	職員室	0(0)
休み時間	5(2)	運動場体育館	6(2)	休み時間	3(2)	運動場体育館	8(8)
部活動	0(0)	教材室	0(0)	部活動	6(10)	教材室	0(0)
ホームルーム	0(0)	廊下階段	3(3)	ホームルーム	1(2)	廊下階段	1(1)
学校行事	0(0)	その他	2(1)	学校行事	0(0)	その他	0(6)
その他	4(4)			その他	2(3)		
合計	25(19)	合計	25(19)	合計	17(29)	合計	17(29)

3 教職員課の措置

小中学校から報告のあった42件について内容を精査した結果、いずれも児童生徒及び保護者への説明や謝罪等で理解を得ていることや校長による厳重注意等の指導を行っており、教育委員会として懲戒処分とする事案はなかった。

しかし、懲戒処分には該当しなかったが、一時的であっても保護者の不安を増大させたことや再発を防止する目的から、中学校教諭2名(2件)について、教育委員会による厳重指導を行った。

- ※ 文書厳重注意 教諭1名(1件)
教職員課長文書厳重指導 教諭1名(1件)

4 体罰の根絶に向けた取組

(1) 通知文の送付

- ① 「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」
(25文科初第574号<平成25年8月9日>)
- ② 「夏季休業期間中における学校施設等の管理及び教職員の服務について(通知)」
2 教職員の服務について(5)部活動について(教職員課 令和元年6月27日)

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、全体会において、体罰の禁止について教職員に対して直接指導した。

また、体罰が指摘された教諭については、教職員課の担当が学校に出向いて授業参観等を行うとともに、直接指導を行った。

(3) 研修会等の実施

① 校長会議における管理職への注意喚起（令和元年8月22日開催）

② 初任者研修や職務別研修等において、教職員課の担当者が注意喚起を行い、教職員の意識向上を図った。

(4) 管理職による継続した指導の実施

全教職員との面談及びコンプライアンス・セルフチェックシートを活用した倫理研修を1学期中に各校で実施した。（令和元年6月11日通知文書発出）

Ⅱ 不適切な言動に関する調査

1 不適切な言動についての考え方

心の教育を推進する本市にとって、子供に対する誤った指導により、心に傷を負わせ、子供・保護者と教職員との信頼関係を崩してしまうことは絶対に避けなければならないという考えにたち、「不適切な言動」を以下のように定義する。

◇ 子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を繰り返し与えるもの

- * 1 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- * 2 高圧的・威圧的な指導に終始した言動
- * 3 発達段階への適切な配慮を欠いた言動

体罰調査とは別に実施するものであり、体罰と不適切な言動が同時に発生した場合はそれぞれに報告する。

2 調査方法

(1) 調査期間

本年度が6年目の調査となり、期間は体罰調査と同時期に実施とした。

① 第1次調査

- ・期 間 平成31年4月1日から令和元年11月30日まで
- ・依頼先 小中学校長、市立高等学校長

② 第2次調査

- ・期 間 令和元年12月1日から令和2年3月31日まで
- ・依頼内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を令和2年3月31日まで随時報告

(2) 実態把握及び報告の内容

令和元年11月15日付で、浜松市立小中学校長・市立高等学校長あてに不適切な言動に係る調査を依頼した。不適切な言動の実態等を把握し、発生件数・発生状況等について報告する。

3 調査結果

(1) 第1次調査及び第2次調査の報告件数及び該当教員数

発生日時が異なる場合は別の事案として計上した。()は平成30年度

校 種	小学校	中学校	合計	
件 数	35件 (27)	30件 (29)	65件 (56)	
教員数	30人 (23)	21人 (25)	51人 (48)	
年 齢 内 訳	20代	3人 (4)	6人 (5)	9人 (9)
	30代	3人 (4)	4人 (7)	7人 (11)
	40代	7人 (0)	0人 (5)	7人 (5)
	50代	16人 (13)	19人 (6)	35人 (19)
	60代	6人 (2)	1人 (2)	7人 (4)

※ 発生件数と教員数が一致していないのは、同じ教員が複数回にわたり不適切な言動をとっているケースがあるため。年齢の内訳については、すべての件数について年代別人数を記載した。

(2) 事案の状況 (件数) () は平成30年度

小学校				中学校			
場面		場所		場面		場所	
授業中	21(16)	教室	27(18)	授業中	12(7)	教室	11(14)
放課後	0(3)	体育館他	3(1)	放課後	0(2)	体育館他	7(9)
休み時間	2(0)	職員室	0(0)	休み時間	2(1)	職員室	1(1)
部活動	0(0)	その他	4(8)	部活動	8(11)	その他	11(5)
ホームルーム	0(0)	廊下	1(0)	ホームルーム	1(0)	廊下	0(0)
スマホ(SNS)	0(0)			スマホ(SNS)	0(0)		
その他	12(8)			その他	7(8)		
合計	35(27)	合計	35(27)	合計	30(29)	合計	30(29)

(3) 言動の内容及び状況 (件数) () は平成30年度

小学校				中学校			
言動の内容		被害の状況		言動の内容		被害の状況	
命	0(0)	心身の不安	4(25)	命	0(0)	心身の不安	2(29)
人権	5(2)	登校しぶり	1(0)	人権	1(1)	登校しぶり	1(0)
暴言	12(12)	不信感	2(0)	暴言	11(23)	不信感	0(0)
軽率な行為	9(13)	影響なし	28(2)	軽率な行為	4(5)	影響なし	27(0)
その他	9(0)			その他	14(0)		
合計	35(27)	合計	35(27)	合計	30(29)	合計	30(29)

4 教職員課の措置

小中学校から報告のあった65件について、内容を精査した結果、児童生徒及び保護者への説明や謝罪等で理解を得ており、校長による厳重注意等の指導を行っている。また、教育委員会として懲戒処分とする事案はなかった。

5 不適切な言動の根絶に向けた取組

(1) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談で各学校における取組状況や今後の方策について確認し、全体会において、不適切な言動の禁止について教職員に直接指導した。

(2) 研修会等の実施

- ① 校長会議における管理職への注意喚起 (令和元年8月22日)
- ② 初任者研修や職務別研修等において、教職員課の担当者が注意喚起を行い、教職員の意識向上を図った。

(3) 管理職による継続した指導の実施

全教職員との面談及びコンプライアンス・チェックシートを活用した倫理研修を各校で実施した。

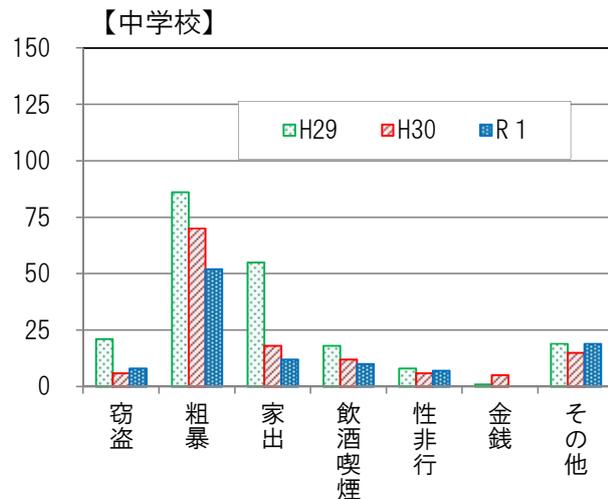
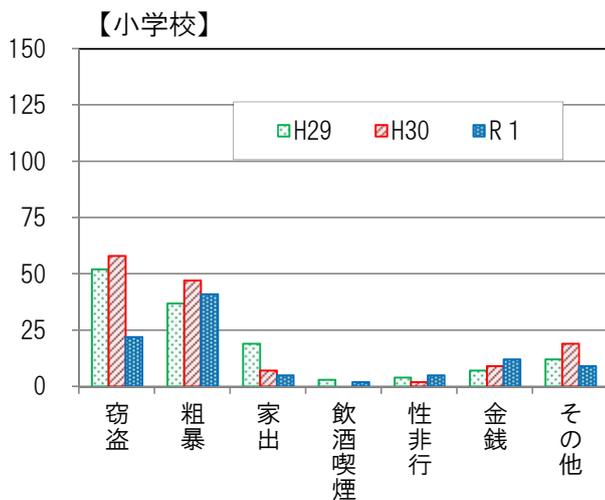
令和元年度 問題行動、不登校及びいじめの実態について

指 導 課

1 問題行動

項目 校種	窃盗		粗暴		家出		飲酒喫煙		性非行		金銭		その他		小計		合計
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
H29	52	21	37	86	19	55	3	18	4	8	7	1	12	19	134	208	342
H30	58	6	47	70	7	18	0	12	2	6	9	5	19	15	142	132	274
R1	22	8	41	52	5	12	2	10	5	7	12	0	9	19	96	108	204

「その他」 ・不健全娯楽遊び ・ネットトラブル ・建造物侵入 ・火遊び など



傾向 ・発生件数において、小学校では前年度比32.4%減の大幅な減少を示しており、中学校でも昨年度の減少傾向が継続しており、この3年間で半減している。

- ・小学校では「窃盗」は減少しているが、「粗暴」は大きな変化は見られない。そのため、項目間の比較において「粗暴」は大きな割合を占めている。また、発生件数としては少ないが、「性非行」、「金銭トラブル」が増加傾向にある。
- ・中学校では「粗暴」が26%減少しており、この3年間では「窃盗」や「飲酒喫煙」等の触法行為が減少している。全体の減少傾向に対して、「性非行」や「その他」に含まれるネットトラブルの発生件数に減少の兆しは見られていない。

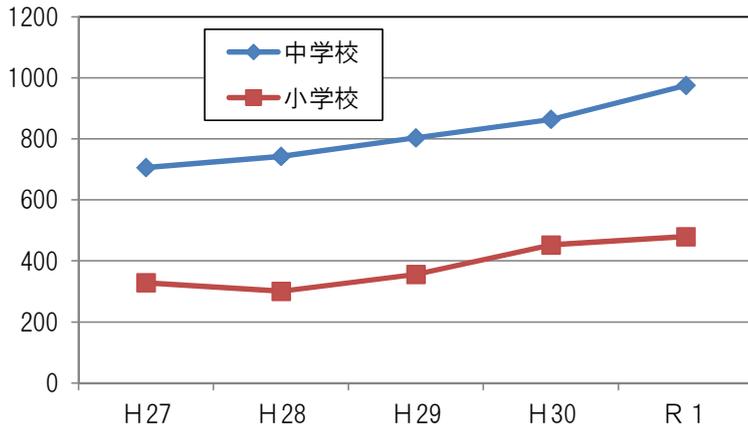
〈H30国〉・小学校において、在籍児童数が減少しているにもかかわらず、暴力行為の発生件数の増加が続いており、特に生徒間暴力の増加が著しい。

対応 ・学校と家庭が積極的に情報を共有し、相談し合える関係を築くことで未然防止を図る。また、問題行動発生時には早期対応に努め、必要に応じて警察や福祉機関等の専門機関と連携を図り、児童生徒への適切な指導支援に繋げる。

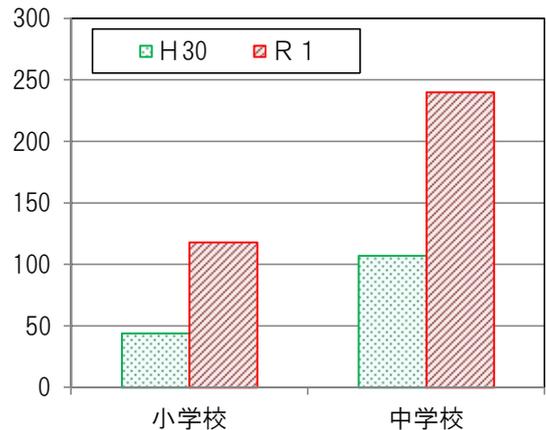
- ・学校では、教職員全体で生徒指導体制を構築するとともに、児童生徒の規範意識を高める教育活動を推進していく。
- ・小、中学校における遵法教室(H28より実施)を充実させ、触法行為等の問題行動の抑止に繋げる。(実施回数 H29:8回 → H30:20回 → R1:23回)

2 不登校

不登校児童生徒数の経年推移



指導により登校できるようになった児童生徒数



項目 校種	不登校児童生徒数（全欠）		不登校児童生徒出現率		継続不登校児童生徒（割合）		新規不登校児童生徒（割合）	
	小	中	小	中	小	中	小	中
年度								
H29	356 (3)	804 (29)	0.82%	3.87%	157 (44.1%)	403 (50.1%)	199 (55.9%)	401 (49.9%)
H30	453 (5)	864 (31)	1.05%	4.26%	196 (43.3%)	455 (52.7%)	257 (56.7%)	409 (47.3%)
R1	480 (4)	976 (41)	1.12%	4.82%	214 (44.6%)	559 (57.3%)	266 (55.4%)	417 (42.7%)

傾向・前年度比は、小学校では約6%増加。小学校3年生で特に増加している。中学校では約13%増加、特に中学校1年生の増加が顕著であり、中学校入学後から不登校となった生徒が多かった。

・新規不登校児童生徒数の増加について、小学校3年生では「家庭に係る状況の親子の関わり方」に起因していることが多い。中学校1年生では、「本人に係る状況の無気力、不安」に次いで、「友人関係」、「学業の不振」を理由とすることが多い。

・前年度からの継続不登校数と新規不登校数を比較すると、中学校では新規不登校数の割合は減少しているが、継続不登校の割合は増加傾向にある。

・不登校児童生徒は増加しているが、校外適応指導教室や医療機関などに通いながら好ましい変化が見られるようになった児童生徒は増加している。小学生174人、中学生331人は医療機関を受診している。

指導により登校できるようになった児童生徒数 H30:151人→ R1:358人

好ましい変化が見られるようになった児童生徒数 H30:195人→ R1:225人

〈H30国〉・小中学校の在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず、不登校児童生徒数は6年連続で増加しており、約6割が90日以上欠席している。

対応・月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」と考え、教職員が本人や保護者と関わり合い、初期段階から積極的に対応していく。

・学校ではサポートチームを結成しスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療福祉機関等の専門機関との連携を図る。また、児童生徒の適切なアセスメントを行い支援に生かしていく。

・新規不登校を出さないための取組とともに、中学校の継続不登校生徒の家庭での生活状況の把握、適切な支援に重点を置いて対応を図る。

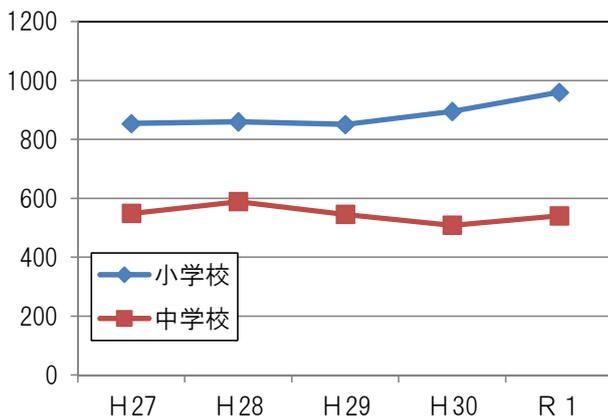
・校外適応指導教室(8教室)や校内適応指導教室(H30:11教室 → R1:15教室 → R2:20教室)等への通級を促し、一日も出席できない児童生徒数を減らしていく。

不登校の定義

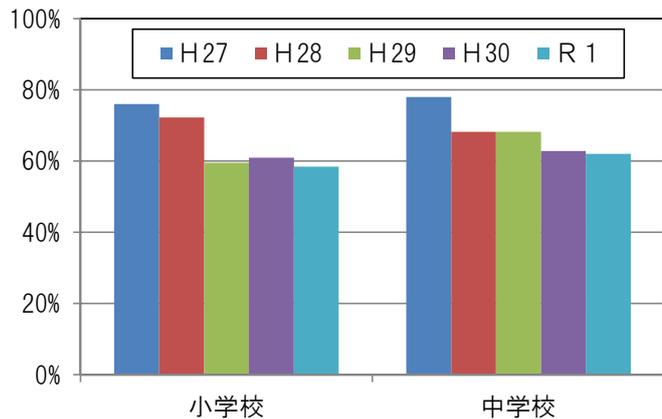
- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

3 いじめ

いじめ認知件数の経年推移



いじめの解消率



「いじめ問題への取組の総点検」意識調査結果 (管理職5点満点)

項目 校種	認知件数		解消件数		解消率	
	小	中	小	中	小	中
年度						
H29	851	546	507	373	59.6%	68.3%
H30	895	509	546	320	61.0%	62.9%
R1	960	541	562	336	58.5%	62.1%

項目	H29	H30	R1
被害者の立場で指導	4.86	4.88	4.91
いじめ防止基本方針の見直し	4.05	4.00	4.07
方針の保護者、地域への周知	3.78	3.79	3.87

傾向・認知件数は、昨年度との比較で小中ともに増加傾向にある。小学校では3年生以降の件数が増えており、中学校では3年生での認知件数が増え、全体件数の増加に繋がった。

- ・解消率は若干低下しているが、解消について、安易に「解消」と判断せず、「解消に向けて取組中」とし、日常的な丁寧な観察を継続している。
- ・いじめの態様について、「冷やかしやからかい」が最も多く、全体の半数以上を占めている。
- ・SNS上での誹謗中傷は小・中学校ともに確認されており、低年齢化が進んでいる。

(H30国)・国としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価している。

対応・学校や学級風土の醸成を中心とした未然防止に努める。

- ・「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、いじめを許さない学校づくりを進め、児童生徒による小さなサインを見逃さないよう生徒理解に努め、早期発見を心がける。また、積極的にいじめを認知し、校内の「いじめ対策委員会」を中心として早期対応に努める。
- ・いじめ対策コーディネーター研修を通して、未然防止や早期発見、早期対応についての研修を進める。
- ・SNS上でのいじめについては、ネットパトロール事業の活用や情報モラル講座を推進することで未然防止・早期発見に繋げる。
- ・各校の「いじめ防止基本方針」の積極的な見直しを促し、教職員のいじめへの意識を高めていく。また、子供はもちろん、保護者や地域にホームページを通して、周知を徹底していく。

いじめの定義

- ・学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 H25年6月制定】
- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の立場に立って、いじめられていると感じるものをすべて、認知数として調査している。
- ・「いじめの解消」とは、いじめが止まっている状態が継続（3か月が目安）し、被害者が心身の苦痛を感じていないことが条件である。

令和元年度園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について

健康安全課
幼児教育・保育課

1 交通事故状況

(1) 園児・児童生徒別件数 (単位：件)

年度	園児	児童	生徒	合計	前年度比
平成 29 年度	0	175	74	249	△16
平成 30 年度	0	171	77	248	△1
令和 元年度	3	126	59	188	△60

※交通事故件数は、園・学校から報告のあった件数。

(2) 事故の発生時間帯 (単位：件)

時間帯	園児	児童	生徒	合計	前年度比
登下校中	3 (100%)	54 (42%)	38 (65%)	95 (51%)	11
下校後	—	38 (30%)	9 (15%)	47 (25%)	△34
休日	—	33 (27%)	9 (15%)	42 (22%)	△39
その他	—	1 (1%)	3 (5%)	4 (2%)	2

(3) 事故時の交通手段 (単位：件)

手段	園児	児童	生徒	合計	前年度比
歩行中	—	68 (54%)	15 (25%)	83 (44%)	3
自転車	—	29 (23%)	39 (66%)	68 (36%)	△45
自動車同乗中	3 (100%)	29 (23%)	5 (9%)	37 (20%)	△18

※園児は、自動車同乗中に自転車同乗中を含む。

(4) 傾向

- ・年間事故発生件数は、大きく減少している。
- ・小学校は登下校中や下校後の事故の割合が高い。
- ・中学校は登下校中の事故の割合が高い。
- ・小中学校ともに自転車による事故が大幅に減少した (113 件→68 件)。静岡県自転車条例が令和元年 10 月 1 日から施行され、学校だけでなく家庭も巻き込んで、自転車事故防止への意識が高まったものと推測される。

(5) 今後の対応

- ・小学校へは、これまでに引き続いて、短時間映像教材の活用や危険予知トレーニングなどへの取組みを啓発し、警察とも連携するなど児童の事故回避力の向上を図っていく。
- ・中学校へは、自転車マナー向上対策を重点に、引き続き交通安全指導に取り組み、生徒の事故回避力や危険察知力の向上をより一層図っていく。

2 不審者状況

(1) 園児・学校別件数

(単位：件)

年度	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
平成 29 年度	0	43	15	58	△12
平成 30 年度	0	42	18	60	2
令和 元年度	0	29	13	42	△18

※不審者件数は、園・学校から報告のあった件数

(2) 出没時間帯

(単位：件)

時間帯	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
登下校中	—	22 (76%)	10 (77%)	32 (76%)	△13
下校後	—	4 (14%)	—	4 (10%)	△3
休日	—	2 (7%)	3 (23%)	5 (12%)	0
その他	—	1 (3%)	—	1 (2%)	△2

(3) 行為

(単位：件)

手段	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
声掛け	—	10 (35%)	4 (31%)	14 (33%)	△14
近寄り・後追い	—	4 (14%)	3 (23%)	7 (17%)	△4
撮影	—	7 (24%)	—	7 (17%)	0
露出	—	—	2 (15%)	2 (5%)	△3
接触	—	7 (24%)	3 (23%)	10 (23%)	3
付近徘徊	—	1 (3%)	1 (8%)	2 (5%)	0

(4) 傾向

- ・小学校、中学校ともに、下校中の発生が多い。
- ・小学校、中学校ともに、女子児童・生徒の被害の割合が高い。
- ・学校から報告のあった「学校防犯通学路調査」のデータを管轄警察署へ情報提供し、交番の警察官が該当箇所を巡回パトロールし「見せる防犯」を積極的に行うことで不審者事案の減少が図られた。
- ・10月から開始した「子供安全ネットワーク推進事業」による地域住民や民間事業者による子供の見守り活動も不審者事案減少の要因の1つと考えられる。

(5) 今後の対応

- ・下校時になるべく複数でまとまって帰ったり、暗がりを迂回したりするなどの取組みを引き続き啓発し、児童・生徒の危機回避力の向上を図っていく。
- ・「学校防犯通学路調査」事業で各校の防犯上の危険箇所を点検し、地域や警察等の関係機関と情報共有することにより、犯罪抑止力を強化していく。
- ・引き続き「子供安全ネットワーク推進事業」の賛同者を募り、地域の防犯力の強化を図る。

令和元年度通学路整備要望調査について

健康安全課
幼児教育・保育課

1 園・学校別要望状況 (単位：件)

	土木整備事務所	警察署	その他	合計
幼稚園	1	—	—	1
小学校	65	31	—	96
中学校	9	3	—	12
小中一貫校	12	—	—	12
合計	87	34	—	121

※土木整備事務所対応・・・グリーンベルト、路面標示、歩道設置など

※警察署対応・・・信号機、横断歩道、交通規制など

2 要望に対する対応状況 (令和2年3月末時点) (単位：件)

年度	対応済	対応不可	実施予定	次年度対応	対応策検討中	取り下げ	合計
令和 元年度	85 (70%)	8 (7%)	3 (2%)	5 (4%)	19 (16%)	1 (1%)	121

3 主な対応済の対策

路面標示、区画線、グリーンベルト、舗装修繕、信号機の時間延長、転落防止柵、側溝への蓋、ラバーポール、カーブミラー、注意喚起看板

4 対応不可の案件

横断歩道の新設・移動、信号機の新設については、警察の所管となり、交通事情等を考慮すると対応が困難な場合が多い。

5 整備要望件数の推移 (単位：件)

年度	要望数	前年度比
平成27年度	127	△8
平成28年度	162	35
平成29年度	149	△13
平成30年度	110	△39
令和元年度	121	11

※関係機関との会議を実施し、代替策についても協議している。

※5年間は進捗状況を追跡し、対策が講じられるよう調整している。

